

とべもり+イルミネーションバス運行管理業務仕様書

1 委託事業名

とべもり+イルミネーションバス運行管理業務

2 業務の目的

松山市中心部（道後）と、とべもり+イルミネーション会場を結ぶ「イルミネーションバス」の運行を通じて、松山市を訪れる県内外の観光客を呼び込むとともに、バスを広告塔にしてとべもり+イルミネーションをエリアの冬の風物詩としてPRすることで、とべもり+の知名度向上を図る。

※とべもり+（プラス）

えひめこどもの城、とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめ森林公園の県立4施設全体を表す呼称「とべワンダーフォレスト」の略称

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 事業内容

事業内容は、次の(1)から(6)のとおりとすること。

(1) 車両のイルミネーション装飾等に係る提案及び実施

① 車両等の装飾の実施

バス外装及び車内のイルミネーション装飾やその他バスの魅力向上策を提案、実施すること。

車両は、発注者が所有する車両（別添「県所有バスの仕様」参照）を使用すること。また、車両の装飾は、国土交通省が定める道路運送車両の保安基準に適合し、他の車の走行を妨げないものとする。

- ・車外イルミネーション装飾
- ・車内イルミネーション装飾
- ・その他

なお、本事業において調達する資材や電球等の財産権は、発注者に帰属するものとするものとし、事業完了後に資機材の引き渡しを行うこと。

② 車両装飾の撤去・収納・整理

事業完了後は、撤去が必要な資機材は撤去してケース等に収納し、内容、数量等を取りまとめた資料を作成したうえで、発注者に引き渡すこと。

(2) バスの運行

① 運行路線

道後温泉とイルミネーションの会場となる3施設を結ぶ1路線とする。

＜道後温泉～とべ動物園～愛媛県総合運動公園～えひめこどもの城＞

ただし、とべ動物園～愛媛県総合運動公園～えひめこどもの城間は、乗客が各会場を周遊できるようにバスを回遊させること。

② 運行日

とべもり+イルミネーション開催日のうち5日間（11月下旬～12月下旬）

③ 運行便数

1日当たり、往路・復路 各1便とする。

ただし、とべ動物園～愛媛県総合運動公園～えひめこどもの城間は、乗客が施設間を周遊できるようにバスを回遊させること。

④ 運賃

運賃は無料とする。

⑤ 乗務員の配置

運行するバスには、英会話可能な乗務員を同行させること。

⑥ 乗車証の作成及び配布

記念乗車証を作成し、バス利用者に配布すること。

⑦ その他

運行経費（人件費・燃料油脂費・車両修繕費・その他運行費）等、本業務の遂行に付随して必要になる費用は全て委託料に含めること。

また、運行業務にあたっては、安全運転を徹底して事故防止に努めることとし、事故が発生した場合は、受託者が責任を持って処理を行うこと。

(3) 予約受付及び問い合わせ対応

① 予約方法

前日までの事前予約制とし、予約に空きがある場合は、当日予約なし先着順で乗客を受け入れることとする。

② 窓口設置

受託者は、予約受付やバス運行に関する問い合わせの窓口を設置すること。

(4) 広報の実施

① WEBページの開設及びバナーの作成

バスの運行についての情報を集約したWEBページを開設し、同WEBページへ誘導するためのバナーを複数サイズ作成すること。

② チラシの作成

4色フルカラー両面印刷で10,000枚以上作成し、配布は受注者が行うこと。なお、配布先については、発注者と協議の上決定するものとする。

また、作成にあたっては、次の点に留意すること。

- ・運行ルートや運行時刻の情報を盛り込むこと。
- ・海外からの旅行者に対応したデザインとすること。（日本語版と英語版で両面印刷する、英語を併記する など）
- ・電子データも併せて納品すること。

③ その他の広報

上記のほか、松山市を訪れる県内外の観光客をターゲットとした効果的な広報を提案、実施すること。

(5) アンケートの実施

今後の事業継続を検討するため、バスの乗客に対してアンケートを実施し、集計を行うこと。なお、アンケート内容は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

(6) 各種申請作業等

業務の実施にあたり、官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、必要な手続きを行うこととし、手数料等の負担が生じる場合は委託料に含めること。（法令等により手続きの代行が不可の場合は、あらかじめその旨を県へ報告すること。）

4 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密の保持

- ① 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県地了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

5 その他

業務の実施にあたっては、発注者、総合運動公園及びとべ動物園、えひめこどもの城との連絡調整を行い、協議を重ねながら実施すること。